

平成29年度提案募集において実現した兵庫県提案

災害ボランティアツアーに係る旅行業法の適用除外

これまでの規定

- ボランティアツアー実施にかかる旅行業法上の取扱いについて（H28年5月25日付観観産第78号観光庁観光産業課旅行安全対策推進室長）
ボランティア参加者を募集し参加代金を収受する場合は、旅行業法上、登録を受けた旅行者でなければ取り扱う事ができない（実費徴収であっても報酬とみなされるとの解釈）

支障事例

実施団体

小規模バスツアーでは採算が合わず引き受ける旅行者がいなかったため、社会福祉協議会やNPO団体等がツアー実施をやむを得ず取り止めた

ボランティア

旅行者に委託することで参加者の費用負担が増える

提案

事故発生時の対応や責任者の明確化等が可能な地方自治体及び社会福祉協議会は、旅行業法の適用除外にすべき

対応方針概要

- 地方公共団体や社会福祉協議会が関与し、一定の要件を満たす場合には、旅行業の登録なく実施が可能とする（平成29年7月28日付け観観産第174号観光庁参事官（産業政策担当）通知済）
→実施団体・ボランティアにとっては、①小・中型バスを活用して、機動的できめ細かいボランティア活動が可能となる。
②参加者は、より安価にボランティア活動に参加できる。
被災地にとっては、①被災者ニーズへの対応、②災害ボランティアセンターの運営補助等の復旧支援、③被災者の励ましにつながる傾聴や交流活動などの復興支援の充実が期待できる

農業集落排水処理施設で排水処理が可能な事業場の拡大 (県・市町連携提案 多可町)

現状

○浄化槽法第2条第1項第1号

浄化槽 便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。）を処理し、（以下略）

○平成12年3月31付け衛浄第20号、建設省住指発第191号

以下の業種の排水は、性状及び特性からして、し尿と合併して処理することができる雑排水として扱ってもよい

産業分類123野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業

127パン・菓子製造業

129その他の食料品製造業（めん類製造業、豆腐・油揚製造業等）

支障事例

○地方自治体が鹿肉や酒米等の地域資源を活用した畜産食料品等製造業や飼料製造業等の起業・創業や企業誘致を進めたくても、農業集落排水処理施設で排水処理ができず課題となっている。

提
案

排水の性状及び特性から、合併浄化槽で処理可能な雑排水として扱っても特段支障の無い業種については、農業集落排水処理施設での排水処理を可能とすべき

対応方針概要

○事業場からの排水が浄化槽において処理することができない特殊な排水に該当するか否かについては、地方自治体が判断するものであることを通知する（平成29年11月20日付け事務連絡にて環境省、国交省から通知済み）

→農業集落排水処理地域等において、地域の特産物等を生かした起業・創業や、企業誘致が促進され、地方創生の実現につながる

地方創生推進交付金の抜本的な見直し (県・市町連携提案 洲本市)

現状

- 平成29年度地方創生推進交付金に関するQ & A 第4版
原則として、地域再生計画の認定及び推進交付金の交付決定がなされた日以降より事業着手することが可能であり、認定・交付決定日より前から事業着手することはできない
- 地方創生推進交付金の交付対象事業の決定について(平成29年4月28日内閣府地方創生推進事務局)
先駆タイプ：①官民協働②地域間連携③政策間連携のいずれの先駆的要素が含まれている事業
横展開タイプ：先駆的・優良事例の横展開を図る事業(上記①～③のうち2つ以上含む事業)
隘路打開タイプ：既存事業の隘路を発見し、打開する事業

支障事例(事前着手の禁止)

- 継続事業にもかかわらず年度当初に交付決定されなかったため、交付決定まで地方自治体側で予算を措置しなければならない状況となった

支障事例(採択基準)

- 採択基準が不明確であり、事業の採択不採択の見通しが立ちにくい
- 不採択理由が示されないため、再申請に当たり事業の見直しができない

提案

地方にとって使い勝手のよい交付金となるよう、事前着手の容認及び、採択基準の明確化など、抜本的な見直しをすべき

対応方針概要

- 新規事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請スケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する
- 事前相談や説明会等の機会を通じて、地方自治体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に努める
→年度当初からの事業着手が可能となることにより、年度を通じた事業執行が可能となり、十分な事業効果が期待できる

地方自治体が公用目的で小型船舶の登録事項証明書等の交付を請求する際の手数料の免除

現状

○小型船舶の登録に関する法律第29条

登録事項証明書の交付を請求する者等(国及び独立行政法人を除く)は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国(小型船舶検査機構に申請をする場合は同機構)に納めなければならない

【参考】一部事項証明書:1,100円

全部事項証明書:1,350円

登録事項要約書:30隻ごとにつき2,650円

支障事例

○国が策定した「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」に基づき、各自治体において放置艇対策等を講じているが、放置艇の所有者を把握するため、登録事項証明書等の交付を申請する場合でも、手数料が免除される国とは異なり、地方自治体は手数料が必要となることから、支払事務等に時間を要し、迅速な対応が困難となる

提
案

不動産に係る登記事項証明書やダム使用权登録簿の謄本等の交付と同様に、地方自治体の職員が職務上請求する場合には、手数料は不要とすべき

対応方針概要

○円滑な不法係留船対策の実施に必要な範囲内で、地方自治体が当該情報を無償で取得できる仕組みを平成30年中に構築する

→地方自治体が公用目的で小型船舶登録事項証明書等の交付を請求する際の手数料を免除することで、支払事務等に要する時間を省略することができるため、速やかな所有者への指導等が可能となる